|  |
| --- |
| 〒５３０－８５２２大阪市北区西天満2丁目１－１０大阪地方裁判所本館地下１階　令状部保釈係　御中 |

**送付書**

**日付　令和　　年　　月　　日**

**〒５４３－０００１**

**大阪市天王寺区上本町８丁目２番１号―２０２**

**夕陽ケ丘法律事務所**

**ＴＥＬ 06‐6773‐9114 / ＦＡＸ 06‐6773‐9115**

**【送信書類】**

**接見等禁止一部解除申立書　　　　　　　１通**

|  |
| --- |
| **社内使用****(１)****持参する場合には、接見等禁止一部解除申立書1通を裁判所に持参して提出する。こちらの控え1通を作成し受領印を押してもらうこともできる。****(２)持参する場合には、大阪地方裁判所の本館地下１階　令状部保釈係である。****記****係属部　大阪地方裁判所　本館地下１階　令状部保釈係****電話　　０６－６３１６－２９９３****Fax　 　０６―７６５０―０６１５****(３)宛名は「大阪地方裁判所　裁判官殿」もしくは「大阪簡易裁判所　裁判官殿」となる。宛先は、勾留状の発行裁判所で提出先の裁判所を確認する。****(４)勾留日を記載しなければならない。例えば、「令和〇年〇月〇日付勾留について接見禁止処分について」として特定する。****求める内容は具体的に書かなければならない。例えば、「接見一部解除（接見・物・書類）を求める。」と記載する。****(****５)接見禁止の一部解除の対象となる人物の特定のために、 住民票のコピー等を添付すべきである。検察官が開示すれば不要となる場合もあるが、これがないと許可がでないこともある。少なくとも、追完することを前提に、対象者からは住民票のコピー等を取り寄せる必要がある。**(６)私選の場合には、弁護人であることを確認する資料として、弁選のコピーが必要である。 |

**接見等禁止一部解除申立書には、弁護人の携帯電話も記載すべきである。**